

令和7年第1回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年1月9日（木）午前10時00分

2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室

3. 議 題

- （1）令和7年第1回白井市議会臨時会について
 - ・提案予定の議案等について
 - ・会期日程及び議事日程について
- （2）議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
 - ・オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正について
- （3）その他

4. 出席委員

柴 田 圭 子 委 員 長	・ 広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員	・ 長谷川 則 夫 委 員
田 中 和 八 委 員	・ 徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長	
秋 谷 公 臣 副 議 長	

5. 欠席委員 なし

6. 説明のための出席者

市 長	笠 井 喜久雄
総務部長	永 井 康 弘
総務課長	齊 藤 祐 二

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松 岡 正 純
主 査 補	會 卓 也
主 事	金 子 直 史

会議の経過

開会 午前10時30分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。

9日なので、おめでとうございますと言っていいのかどうか分からないのですが、けれども、あっという間に10日近くたってしまいました。臨時議会ということなので、早速その内容について紹介いただきたいと思います。議事日程決定、あとオンライン会議のことなどいろいろ議題ありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。そして、明けましておめでとうございます。

去年は能登半島の地震で始まって、市においては10月の27日、印西クリーンセンターの火災があって、いろんな年でございました。今年になって、穏やかな日が続いて何もなければいいのですが、ただ、報道なんか見ますと、南海トラフ、首都直下型地震が高い確率で、この白井市にも影響のある地震が来ると言われています。ですから、2025年も緊張感を持って、市民の皆さんの命と生活を守るための対策を進めてまいりますので、何かありましたら、随時、議員の皆さんに報告をして、そして助言や賛同を得て進めていきますので、今年もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度第1回市議会臨時会に係る議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。第1回市議会臨時会は1月の14日、火曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件は、専決処分についての報告が1点。議案につきましては、令和6年度一般会計の補正予算についての1議案になります。詳細につきましては、この後総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。加えまして、全協で印西クリーンセンターの発生状況と今の対応状況について、私のほうから皆様に説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 よろしくお祈りします。

○松岡議会事務局長 臨時会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和7年第1回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和7年第1回白井市議会臨時会についてのうち、提案予定の議案等についてを議題といたします。執行部より、提案予定の議案内容について説明お願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 それでは改めまして、皆様おはようございます。

資料に基づきまして、1月14日に提案させていただきます議案につきまして、説明のほう、させていただきます。

まず報告第1号、専決処分について。所管課は人事課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、令和6年12月20日に専決処分を行いましたので報告をするものです。

内容といたしましては、令和6年3月31日に退職した職員1名に、令和5年度中に支給すべき扶養手当につきまして、給与計算システムを誤操作したことにより一時期未支給となっていたことから、不足分を追加で支給するに当たり、遅延損害金が発生したものでございます。損害賠償の額は525円でございます。

この専決処分につきましては、詳細につきまして、午後の議員全員協議会で担当課のほうから改めて報告をさせていただきます。

続きまして議案第1号、令和6年度白井市一般会計補正予算（第9号）。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,971万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億2,222万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、国から交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和6年度住民税非課税世帯に価格高騰支援給付金を支給するために、所要額を計上するものです。

こちらにつきましても、午後の議員全員協議会で価格高騰支援給付金の概要につきまして、担当から説明させていただきます。

説明のほうは以上です。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので執行部の方、退席お願いいたします。ありがとうございます。

では次に、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より会期日程及び議事日程案について説明を求めます。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、会期日程案及び議事日程案について説明をさせていただきます。

初めに、第1回臨時会の会期日程案につきましては、1月14日火曜日の1日をお願いしたいと考えております。

次に、議事日程案につきましては、お手元に配付の議事日程（案）を御覧願います。

開会時間は午前10時。日程第1、会議録署名議員の指名について。日程第2、会期日程について。日程第3、諸般の報告について。その後、執行部から説明がありました報告1件、議案1件について。日程第4、報告第1号、専決処分について。日程第5、議案第1号、令和6年度白井市一般会計補正予算（第9号）についてとしております。

議案につきましては、臨時会となりますので申合せのとおり、委員会付託を省略し本会議方式により、質疑、討論、採決をお願いいたします。

議事日程案の説明は以上となります。

○柴田委員長 以上で、議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、会期日程については1月14日の1日とし、議事日程については日程第1、会議録署名議員の指名について。日程第2、会期日程について。日程第3、諸般の報告についての後、日程第4、報告第1号、専決処分について。日程第5、議案第1号、令和6年度白井市一般会計補正予算（第9号）について。委員会付託を省略して、質疑、討論、採決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、臨時議会についてはここまでで、議題の第2に移ります。

議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてのうち、オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正についてを議題といたします。

昨年終わりに、12月のときに積み残した部分がありましたので、そこについて最終的に決めたいと思います。資料は、議運の会議規則改正案というところをお開きください。7ページになります。大丈夫ですか。黄色く塗ってもらっていますが。

ここについてなのですが、これは委員外議員の発言ということになります。

委員外議員は、通常においては挙手をして発言を求めて、その許否を委員に諮って決めるということになっています。これをオンラインにした場合はどうするかということなのですけれども、総務省案によると、オンラインの場合は、第3項、第4項で別途定めるふうになっています。

ここについて、前回の話合いのときは、委員外議員の発言という百十七条自体に、オンラインによる方法を含むというようなことを入れれば、3項、4項要らないのではないかと。

あるいは3項、4項、全く要らないのではないかと意見が分かれたので、そのまま持ち越しということになりました。ここについて何らかのお考え、考えてきてこられた方とかおられたら、発言お願いしたいと思うのですけれども。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 前回まで何回か協議し続けてきたところなのですが、一度、何となくいい雰囲気になったのが、1番のところに各オンラインを含むというところで、3、4削除という案でまとまりかけた経緯があったので、それについて、それでいいかどうかということで考えたのですけれども、私はそれでいいかなというふうに、今は思っております。

○柴田委員長 つまり第百十七条の第1項の部分に、会議の中にオンラインによる方法を含むという文言を入れてしまえば、3、4項要らなくて、そのまま適用ができるのではないかとことですよね。

委員外議員というのは、何でもかんでも、はい、はいと手を挙げて、指してもらえないというものではないので、特にオンライン会議においては、本当に必要なときに発言を求めるといようなことを想定すると考えれば、3項、4項、特段ここまで決めなくてもいいのかなという気もしますけれども、どうでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 私も前回のときに、百十七条のところにオンラインの条項を含むということを提案を申し上げたのですけれども、百十七条のところをよく読んでみると、必要と認めるときは、委員でない議員という書き方をしているので、通常の会議で傍聴に来ている委員というふうには捉えられないと思うので、私はここに一文を加えて、オンラインによる方法を含むという考えで変わらないと思っています。

○柴田委員長 分かりました。

ほかに御意見ありますか。

徳本委員。

○徳本委員 私も、前回もそれがすっきりしてよいのではないかなと思いましたが、何があるか分からないときなので、知識がある人には出席求められるようにしておくほうがいいと思うので、今、お話しされたお二人に賛成です。

以上です。

○柴田委員長 そういう意見が出ました。

ほかに、もし意見あるようでしたらお願いします。

よろしいですか。

結局これは、3項、4項削って、第1項にオンラインによる方法を含むということを付け加えるということで決定したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 文言整理については事務局のほうで、どこに入れたらいいとか、そこはお願いいたします。

このページは、そういうことに決定しました。

そうしましたら、今度は次のページになります。8ページの委員長の発言について。一番上です、オンライン委員会のところ。

これが、正副委員長もオンラインでの出席がいいのかとか、それから役職が外れるのかというのが疑問として保留になっているところです。

もともとの条文は、オンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。これはオンラインの会議でなくても、それは同じなのです。

前回、全員がオンラインということをオーケーにするとなったんでしたっけ。本当に非常事態で全員が来られないような事態もあるということが前提であれば、ここの保留については、通常の会議と同じような扱いでもいいのではないかという意見もあろうかと思えますけれども。でも、特殊だから別扱いにしたらいんじゃないかという意見もあるかと思えますけれども、そこについては、もし御意見あれば。

長谷川委員。

○長谷川委員 緊急事態なので、委員長自体も指定された場所、市役所になるのかよく分からないのだけれども、そこに参加できないということは想定されると思うんです。

だから、委員長、副委員長もそうなのだろうけれども、自分がいる場所からオンライン会議には参加できるよと。ただし、この文章であるように、委員長が発言しようとするときは委員長の席を外すと書いてあるので、オンラインによる参加の可否というのをどこで設けたほうがいいのか分からないのだけれども。

条文として2項にするのか、今悩んでいるとこなのだけれども。正副委員長もオンラインで参加できるよというのを、どこか入れておかないといけないのかなと今は思っています。

○柴田委員長 委員長の発言は、通常においては変わってもらえますよね。オンライン会議については、非常事態をこの議会では想定しているので、全員が来られないこともある。そうした場合に正副委員長が、また別立てで何か定めておいたほうがいいんじゃないかという御意見ですか、正副委員長の場合は特別に。

できるだけオンライン会議を開いている拠点に来るような努力はしなくちゃいけないのだけれども、来られない場合もあると。そういうようなときのことを想定したときに、別の定めが必要か。特に要らないのかなと。同じように扱ってもいいのかなという気もしますけれども、そこはどうでしょうか。御意見あればお願いします。

徳本委員。

○徳本委員 質問というか、皆さんの認識がどうかということなのですけれども、このま

まにしておく、正副委員長もオンライン参加は可能と取れるということですか。オンライン委員会についての、これは条文。左にオンライン委員会と書いてありますけれども。

○柴田委員長 そうです。第百十八条の第1項というのが、通常の委員長が委員として発言をしようとするときはと、通常の場合を想定しています。第2項に新しくオンラインの規定を設けました。

普通に読み取る場合は、委員長が委員として発言するときは委員長の職務を行うことができない。第1項は、委員として発言をしようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。だから、入れ替わっているよということの条文です。

オンラインだと、そういう入れ替わりとかはできないので、委員として発言するときは委員長の職務を行うことができない。だから、副委員長が代行して委員長を指したりするというふうに素直に読み取れます。素直に読めば。

徳本委員。

○徳本委員 そうであれば、特に文章を追加せず、これはオンライン委員会の中に委員長もいるという状態を書いているのですよね。そういうふうに理解できるのであれば、そのままの文章で、非常事態のときはオンラインで正副委員長も参加できるということではないかなと思います。

回線が途切れちゃうとかいうことはあるのでしょうかけれども、それは、どの委員にもあり得るし、そういうときは副がやる、副が駄目だったらほかの人がやると、臨機応変にやるしかないんじゃないかなとは思うので、なるべく参加可能にしておいたほうがいいと思います。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 6ページのところで、今見ていたら、出席委員は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法（以下「オンラインによる方法」）で、委員会に出席している委員を含むと書いてあるのです。となると、議長も含めちゃうのかなという。

○柴田委員長 どこに委員長も含むという。

○長谷川委員 委員を含むと書いてあるのだけれども、委員長も委員じゃないのかなというふうにとれるので。だから、この条文があったら、もしかしたら今のところそのままでもいいのかなというふうに思えちゃうんですけども。

○柴田委員長 オンラインにおいては、委員長であれ、副委員長であれ、普通の委員であれ、条件としては同じになるわけですよね。電波の向こうでやり取りするという、電波の中で。だから、そこにおいて、要は委員長の交代の仕方をどうするかというところを考えればいいのかなと。

だから、現実の場においては席交代だけれども、オンラインにおいてはそれができない

から、じゃあ委員長の職務を交代しますというような発言なり何なりをして、副委員長が仕切って委員長を指すとか。そういうふうにするのですよという規定なのかなと読み取れるのですけれども、どうですか。

だとしたら、オンライン委員会、先ほど長谷川委員がおっしゃられた第九十四条の二項、ここのオンラインによる方法を含むという決めがあったときに、委員会に出席している委員を含むということが入っているのです。これは委員会全員のことを指すとすれば、この文言を加えるだけでいいのかなという気もしますけれども、どうですか。

ほかに意見あればお願いします。

長谷川委員。

○長谷川委員 だから考え方として、オンラインの場合も、委員長が発言するときは委員長の席変わるんだよ、席はないけれども。そういう規定なので、私はそのままで、これはいいと思うのですけれども。

○柴田委員長 このままで、いいのではないかという意見が出ました。どうですか。
よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 これも、このまま残すということで決定ということでよろしくをお願いします。

もう一つ確認があります。11ページです。いいですか。紹介議員のところなのですから。

紹介議員は、百四十二条、紹介議員の委員会出席。百四十二条、省略されている文章は、委員会は審査のため必要があると認めるときは紹介議員の説明を求めることができる。これは当たり前ですよね。

加わっているのが3項、4項です。

第2項というのを読み上げますと、紹介議員は要求があったときはこれに応じなければならないとあります。応じなければならないけれども、来られないときはオンラインで参加しますよということを決めたのが3項、4項。

これは前、一応これでいいんじゃないかということで決定していますが、一応確認をしたいと思います。

委員外議員については、3項、4項削ったんです。同じ文言ではあるけれども。

ただ、紹介議員というのは、求めに応じて出てもらわなきゃいけないというので、委員外議員とはちょっと違うだろう。だから、これはそのまま残しておいてもいいのではないかという解釈ができますけれども、その確認をしたいのですけれども。

長谷川委員。

○長谷川委員 これは、3項、4項そのままでもいいと思います。

○柴田委員長 いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　じゃあ、ここの部分については、3項、4項そのまま。ちゃんと届け出をしてくださいというような文言を残していくということで決定したいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　これで一応、懸案だったことは全部終わりました。

あとは、字句の訂正等です。それは、資料にも出ているとおり、赤字で1回訂正してもらっています。ここについて。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長　あとは、今、委員長から字句の訂正のみというお話がございましたけれども。あと、その他の部分と字句の訂正の部分との確認が、残された検討事項というふうに考えております。

以上です。

○柴田委員長　字句と訂正とその他については、総務省から送られてきたひな型そのまま流し込んだ、訂正したから。例えば、「すべて」が平仮名だったのが、「全て」と漢字になったりとか、そういう違いかなと思って読んでいたのですけれども。

一応皆さん、目は通してきてもらっているのかな。特に、ちょっとこれはどうでしょうというような、御指摘するようなことがありますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　前回、気になったところが1か所あって、今、その箇所を調べているのだけれども。大分前の話かな。字句の訂正のところで1か所、ちょっと気になったところがあるので。

○柴田委員長　休憩しますか。

○長谷川委員　15回かな。15回ないかな。

○柴田委員長　暫時休憩しますか。

○長谷川委員　暫時休憩して、ちょっと調べる。

○柴田委員長　暫時休憩します。探してください。

休憩　午前10時26分

再開　午前10時30分

○柴田委員長　会議再開します。

長谷川委員。

○長谷川委員　2ページのところの前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要が認めるときは、会議時間を変更することができる。この文章がちょっと気になったのは、要は暫時休憩中ですよと、会議中でないのだから。そのときに、緊急を要するときその他必要があると議長が認めるときなのだから。

うけれども、会議時間を変更することができるというふうに解釈できるのだけれども。この解説のところは、台風とかそういうことを、災害とか想定しているのだろうけれども、緊急という条項がちょっと気になったのだけれども。

○柴田委員長 条文解説においては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に会議時間を変更する必要があるときや審議未了のまま閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときが想定されます。

○長谷川委員 私の考えとしては、台風の接近とかは、あらかじめある程度予測ができるので、会議開きますよって言う間に台風が接近してきて、短縮するとかいうことを想定しているのかなと思えるのだけれども。その他の災害となると、地震とか、そういう話になってくるかなと思うのだけれども。

○柴田委員長 審議未了のまま閉会を防ぐためにというところが引っかかっているのですか。この間みたいな流会の・・・

○長谷川委員 皆さんが緊急という要件を加味して、議長の采配でいいよとなれば、私も特にこだわらないのですけれども。ちょっと私は、この緊急というところが引っかかっていたけなので。

○柴田委員長 どうですか。特に何か御意見ありますか。

この間のような、休憩をしました、その期間中に流会になっちゃいましたみたいなことも、一応緊急の中で入るのではないかということが、頭にあるんじゃないかなと思いますけれども。これも会議時間を変更することができるという中に含まれるのではないかということですか。条文中には、そこまで具体的に書いていないので。

○長谷川委員 書いていないですね。必要があると認めるときというのが。

○柴田委員長 議長が、それはどう考えるかということになりますよね。

○長谷川委員 どう考えるかという話。不規則な発言になってしまい、すみません。

○柴田委員長 そういう解釈が気になるということですがけれども、それは条文の中に、特に、そこまで規定してあるわけではなく、これは運用で議長の考え方というところにもなるかと思うのですけれども。そこさえ踏まえていれば、これはこのままでも構わないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

どうですか。

長谷川委員、そこも踏まえていればということが、頭にあれば。

長谷川委員。

○長谷川委員 解説のところにも、休憩中に審議未了のまま閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときが想定されると書いてあるから、そこまで認めていいという解釈なのだろうと思うけれども。

だから、これは議長裁量なのかなと思うので、皆さんがよしとするならば、私は特にこだわらない。

○柴田委員長 どうですか。審議未了のまま閉会は防ぐために努力をしなくちゃいけないくて、そのための会議延長の宣告だよということですよね。災害時においてもそうだし、この間のような会議においてもそうだし。ということは、含まれると解釈できますが、それでよろしいですか、皆さん。

いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 じゃあ、これはそのままということで。

○長谷川委員 分かりました。

○柴田委員長 ありがとうございます。

じゃあ、字句訂正やその他のところとかで、ちょっとここはどうなのだろうとか、もしあれば。

いいですか。

そしたら、基本、赤字の部分については直していただくという形で決定したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 あと積み残しありましたか。これで大丈夫ですか。

それでは、ここで会議規則についての改定については、以上のようなことで決定したいと思います。

まとめますと、まず委員外議員の発言のところは、第1項、第2項を残し、第3項、第4項は削る。ただし、第1項の中に、オンラインによる方法を含むという文言を入れてもらう。

それから8ページの委員長の発言の第2項、オンラインの会議における委員長発言については、案文のとおり、改正案のとおりとする。

確認事項として、11ページ、紹介議員の委員会出席、第百四十二条においては、当初決定したとおり、第3項、第4項は残すと。

それから字句、その他の改正については、改正案で示されたとおりとすると。

以上のことが決定となりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

では、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

田中委員。

○田中委員 視察の件なのですが、去年の暮れに、どうしてもやらなくちゃいけない検査が17日に入っちゃったものですから。16日かな、木曜日に入っちゃったものですから、視察のほうは、私のほうは御遠慮させていただきたいと思います。

○柴田委員長 次に、議長から何かありましたらお願いいたします。

○岩田議長　ございません。

○柴田委員長　事務局のほうから何かありましたらお願いいたします。

○松岡議会事務局長　ございません。

○柴田委員長　じゃあ、1回閉じてからでいいんですか。

では、ないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りありがとうございました。

開会　午前10時39分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長